

2024 年度 法令試験問題

問 1～問 12 は共通問題です。受験者全員が解答して下さい。

問 1 鉱山保安法に規定された鉱業権者の義務に関する次の①～③の記述の正誤について(1)～(4)の中から正しいものを選びなさい。

- ① 鉱業権者は、落盤、崩壊、出水、ガスの突出、ガス又は炭じんの爆発、自然発火及び坑内火災、ガス、粉じん、捨石、鉱さい、坑水、廃水及び鉱煙の処理、機械、器具（衛生用保護具を除く。）及び工作物の使用並びに火薬類その他の材料、動力及び火気を取扱いについて、鉱山における人に対する危害の防止のため必要な措置を講じなければならない。
- ② 鉱業権者は、鉱山における坑内及び坑外の事業場の区分に応じ、機械、器具（衛生用保護具を除く。）及び建設物、工作物その他の施設の工事のため必要な措置を講じなければならない。
- ③ 鉱業権者は、ガス、粉じん、捨石、鉱さい、坑水、廃水及び鉱煙の処理、土地の掘削について、鉱害の防止のため必要な措置を講じなければならない。

- (1) ①～③の記述のうち、鉱山保安法に規定された内容として正しい記述はない。
- (2) ①～③の記述のうち、鉱山保安法に規定された内容として正しい記述が 1 つある。
- (3) ①～③の記述のうち、鉱山保安法に規定された内容として正しい記述が 2 つある。
- (4) ①～③の記述全てが、鉱山保安法に規定された内容として正しい。

問2 鉱業権者による鉱山の現況調査に関する次の記述のうち、鉱山保安法令上、正しいものを(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- (1) 鉱業権者は、鉱山における保安について、経済産業省令で定める重大な災害の報告を産業保安監督部長にしたときは、当該報告に係る災害とその原因との関係を調査するほか、必要に応じ、当該報告に係る災害の発生前に講じていた保安を確保するための措置に対する評価を行うよう努めなければならない。
- (2) 経済産業大臣は、鉱山における保安のため必要があると認める場合には、鉱業権者に対し、保安に関する事項を調査し、経済産業省令の定めるところにより、その結果を記録し、これを保存することを命ずることができる。この場合、調査の結果の記録は、20年を越えない範囲で、経済産業大臣が命ずる期間保存するものとする。
- (3) 鉱業権者は、鉱業を開始しようとするとき、鉱業を休止しようとするとき、休止した事業を再開しようとするとき、施業案を変更しようとするとき及び鉱業権を放棄しようとするときは、鉱山の現況について、経済産業省令で定める事項を調査し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合として経済産業大臣の許可を得たときは、この限りでない。
- (4) 鉱業権者は、鉱業を開始しようとするときその他経済産業省令で定めるときは、次の①～⑤の項目における保安を害する要因（その評価を含む。）について調査しなければならない。
 - ① 掘採箇所及びその周辺の地質状況
 - ② 鉱山周辺の状況
 - ③ 鉱山保安法施行規則の規定により鉱業権者が講ずべき措置に係る事項（機械、器具及び工作物等に係る調査にあつては、それらが故障、破損その他の事由により通常の使用ができない場合を含む。）
 - ④ 海洋施設における油又は有害液体物質の処理
 - ⑤ ①～④に掲げるもののほか、鉱山における保安を害する事項

問3 保安規程に関する次の記述のうち、鉱山保安法令上、正しいものを、下記の(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- (1) 鉱業権者は、鉱山における保安を確保するため、鉱山の現況に応じて講ずべき保安上必要な措置について、経済産業省令の定めるところにより、保安規程を定め、速やかに、これを経済産業大臣に届け出なければならない。
- (2) 鉱業権者が保安規程を定める場合に限り、鉱山保安法令の規定による保安委員会の議に付さなければならない。
- (3) 産業保安監督部長は、鉱山保安法令の規定による現況調査等の結果に照らして保安規程の内容が保安のため適当でないときその他保安のため必要があると認めるときは、鉱業権者に対し、保安規程の変更を命ずることができる。
- (4) 保安規程の経済産業大臣への届出は、産業保安監督部長を経由して行うことができる。

問4 保安教育に関する次の記述のうち、鉱山保安法令上、正しいものを(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- (1) 鉱業権者は、石油鉱山における火薬類を使用する作業に鉱山労働者を従事させるときは、これらの作業の実技に関し12時間以上の教育及び1ヶ月以上の見習期間を設けなければならない。
- (2) 鉱業権者は、鉱山（石油鉱山・石炭坑以外）における発破に関する作業に鉱山労働者を従事させるときは、火薬類の知識に関し6時間以上、火薬類の取扱方法に関し6時間以上、発破方法に関し8時間以上の教育を施さなければならない。
- (3) 保安統括者は、定期的に又は必要に応じ、鉱山労働者に対して、その作業を行うに必要な保安に関する事項について再教育を実施するよう努めなければならない。
- (4) 鉱業権者は、保安教育に関する事項として再教育の程度及び方法について、保安規程に定めなければならない。

問5 特定施設に関する次の記述について、に当てはまる鉱山保安法令上定められている言葉を、下記の(1)～(4)の組合せの中から選びなさい。

- ① 鉱業権者は、鉱業上使用する建設物、工作物その他の施設であって保安の確保上重要なものとして経済産業省令で定めるもの（以下「特定施設」という。）の設置又は変更の工事であって経済産業省令で定めるものをしようとするときは、経済産業省令の定めるところにより、その工事の計画を産業保安監督部長に届け出なければならない。その工事の計画の変更（経済産業省令で定める A。）をしようとするときも、同様とする。
- ② 工事計画に関する届出をした者は、その届出が受理された日から B を経過した後でなければ、その届出に係る工事を開始してはならない。
- ③ 鉱業権者は、工事計画に関する届出に係る特定施設の C したときは、経済産業省令の定めるところにより、その使用の開始前に、検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。
- ④ 鉱業権者は、工事計画に関する届出に係る特定施設の使用を開始したとき、又は特定施設を廃止したときは、 D、経済産業省令の定めるところにより、その旨を産業保安監督部長に届け出なければならない。

A	B	C	D
(1) 軽微なものを除く	30日	設置又は変更の工事を終了	速やかに
(2) 軽微な変更をしたものを除く	15日	設置又は変更の工事を完成	遅滞なく
(3) 軽微な変更をしたものを除く	15日	設置又は変更の工事を終了	速やかに
(4) 軽微なものを除く	30日	設置又は変更の工事を完成	遅滞なく

問6 保安管理体制に関する次の記述のうち、鉱山保安法令上、正しいものを(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- (1) 保安統括者は、当該鉱山に常駐し、かつ、経済産業省令で定める要件を備える者のうちから、保安管理者を選任しなければならない。ただし、保安統括者が当該鉱山に常駐し、かつ、本文の要件を備える場合は、この限りでない。
- (2) 鉱業権者は、保安統括者を解任するときは、産業保安監督部長の許可を受けなければならない。
- (3) 鉱業権者は、保安を確保するため、鉱山において電気工作物（電圧30ボルト未満のものを除く。ただし、石炭坑及び石油坑において使用する電圧30ボルト未満の電气的設備であつて、電圧30ボルト以上の電气的設備と電气的に接続されていないものはこの限りでない。）の工事、維持及び運用に関する作業を行わせるときは、経済産業省令で定める資格を有する者のうちからその作業を監督する者（以下「作業監督者」という。）を選任しなければならない。
- (4) 鉱業権者は、作業監督者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合にその職務を行わせるため、あらかじめ代理者を選任し、これを産業保安監督部長に届け出なければならない。

問7 鉱山施設に共通する技術基準に関する次の①～③の記述の正誤について、鉱山保安法令上、正しいものを(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- ① 鉱山労働者の安全を確保するため、手すり、さく囲、被覆、安全な通路その他の必要な保安設備が設けられていること。
- ② 鉱山労働者が作業を安全に行うため、就業する場所は、必要な照度を確保できる照明設備の設置その他の適切な措置が講じられていること。
- ③ 廃止又は休止した施設に起因する危害及び鉱害を防止するため、廃止又は休止した施設は、立入禁止区域の設定、さく囲及び標識の設置、坑口の閉そくその他の適切な措置が講じられていること。

- (1) ①～③の記述のうち、鉱山保安法に規定された内容として正しい記述はない。
- (2) ①～③の記述のうち、鉱山保安法に規定された内容として正しい記述が1つある。
- (3) ①～③の記述のうち、鉱山保安法に規定された内容として正しい記述が2つある。
- (4) ①～③の記述全てが、鉱山保安法に規定された内容として正しい。

問8 保安委員会及び鉱山労働者代表に関する次の記述のうち、鉱山保安法令上、誤っているものを(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- (1) 保安委員会は、保安統括者、保安管理者及び委員をもって組織し、保安統括者が議長となる。
- (2) 保安委員会の委員は、鉱業権者が、その鉱山の鉱山労働者の中から選任し、委員の半数は、その鉱山の鉱山労働者の1/2以上の推薦により選任しなければならない。ただし、その推薦がないときは、この限りでない。
- (3) 鉱業権者は、鉱山保安法の規定に基づき死者又は4週間以上の休業見込みの負傷者が生じた災害に係る報告を産業保安監督部長にしたときは、遅滞なく、その内容を保安委員会に通知しなければならない。
- (4) 鉱山労働者は、鉱業権者、保安統括者及び保安管理者と保安に関する重要事項について協議し、並びに保安統括者及び保安管理者の保安に関する職務の執行について協力し、及び勧告を行うため、経済産業省令の定めるところにより、1人又は数人の代表者を選任し、鉱業権者を經由して産業保安監督部長に届け出ることができる。

問9 危害回避措置等に関する次の記述のうち、鉱山保安法令上、誤っているものを(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- (1) 鉱山労働者は、その作業に従事している際に、人に対する危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると認めるときは、その判断により、当該危害を避けるためその作業を中止することができる。
- (2) 鉱山労働者は、当該危険を避けるためその作業を中止した場合は、当該危険及び当該措置の内容について保安統括者又は保安管理者に速やかに報告しなければならない。
- (3) 鉱山労働者は、この法律若しくはこの法律に基づき経済産業省令に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、保安統括者又は保安管理者に対し必要な措置をとるべき旨を申し出ることができる。
- (4) 鉱業権者は、鉱山労働者が(1)の措置をとったこと、又は(3)の申出をしたことを理由として、当該鉱山労働者に対して解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

問 1 0 坑外に設置する火薬類取扱所について鉱業権者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、鉱山保安法令上、誤っているものを(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- (1) 設置箇所は、通路、通路となる坑口、動力線、火薬庫、火気を取り扱う場所その他の出入りする建物に対して安全であって、かつ、湿気の少ない箇所であること。
- (2) 暖房の設備を設ける場合には、温水、蒸気又は熱気以外のものが使用されていないこと。
- (3) 建物には、落雷による建物の損壊又は人への危害を防止するため、適切な避雷装置が設けられていること。
- (4) 火薬類取扱所に存置する火薬類は、3作業日の使用見込量以上としないこと。

問 1 1 鉱業権者から産業保安監督部長に対して行う災害その他の保安に関する事項の報告に関する次の記述のうち、鉱山保安法令上、正しいものを(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- (1) 鉱業権者は、4日以上休業見込みの負傷者が生じた災害が発生したときは、災害の発生後速やかに、災害の状況について産業保安監督部長に報告しなければならない。
- (2) 鉱業権者は、3日以上休業見込みの負傷者が同時に10人以上生じた災害が発生したときは、直ちに、災害の状況について産業保安監督部長に報告しなければならない。
- (3) 鉱業権者は、火薬類の紛失、盗難その他の火薬類についての事故が発生したときは、事故の発生後3日以内に、事故の状況について産業保安監督部長に報告しなければならない。
- (4) 鉱業権者は、水害、風害、雪害、震災その他の自然災害が発生したときは、災害の発生後速やかに、災害の状況について産業保安監督部長に報告しなければならない。

問 1 2 鉱害防止に関する記述について、に当てはまる鉱山保安法令上定められている内容を、(1)～(4)の組合せの中から1つ選びなさい。

- ① 水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域又は海域に排出する坑水又は廃水は、水質汚濁防止法第3条1項又は第3項の A に適合すること。
- ② ダイオキシソ類発生施設から大気中に排出される排出ガスのダイオキシソ類の測定方法は、 B に規定する方法によること。
- ③ 鉱山等の施設であって、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり C リットル以上のボイラーは、鉱煙発生施設に該当する。
- ④ 坑外に設置する鉱山施設であって、鉱物（コークスを含み、石綿を除く。）又は土石の堆積場で、面積が D 平方メートル以上であれば、粉じん発生施設に該当する。

	A	B	C	D
(1) 排水基準	大気汚染防止法施行規則		1 0 0	1, 0 0 0
(2) 環境基準	ダイオキシソ類対策特別措置法施行規則		5 0	2, 0 0 0
(3) 排水基準	ダイオキシソ類対策特別措置法施行規則		5 0	1, 0 0 0
(4) 環境基準	大気汚染防止法施行規則		1 0 0	2, 0 0 0

問 13 および問 14 は露天採掘技術保安管理士試験の受験者が解答して下さい。
(鉱場技術保安管理士試験の受験者は解答しないで下さい。)

問 13 粉じんの処理について鉱業権者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、鉱山保安法令上、誤っているものを(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- (1) 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、請負人（鉱山労働者を除く。以下、同じ。）に作業を行わせるときは、有効呼吸用保護具を着用する必要がある旨を当該請負人に周知すること。
- (2) 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、鉱山労働者に作業を行わせるときは、次に掲げる次項を、見やすい箇所に提示すること。
- イ 粉じんが発生し、又は飛散する作業場である旨
 - ロ 粉じんにより生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
 - ハ 粉じん等の取扱い上の注意事項
 - ニ 有効呼吸用保護具を着用しなければならない旨及び着用すべき有効呼吸用保護具
- (3) 常時著しく粉じんが発生し、又は飛散する屋内作業場及び坑内作業場について、経済産業大臣が定める方法により、6月以内ごとに1回、当該作業場の空気中における粉じんの濃度及び当該粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定するとともに、その結果を記録し、5年間保存すること。ただし、当該粉じんに係る土石、岩石又は鉱物中の遊離けい酸の含有率が明らかな場合には、遊離けい酸の含有率の測定を行わないことができる。
- (4) 粉じんを発生し、又は飛散させる施設及び粉じん処理施設において、故障、破損その他の事故が発生し、粉じんによる鉱害を生じたときは、応急の措置を講じ、かつ、速やかにその事故を復旧すること。

問14 車両系鉱山機械及び鉱山道路の技術基準に関する次の記述のうち、鉱山保安法令上、誤っているものを(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- (1) 車両系鉱山機械の運転席又は運転補助者席は、振動、衝撃等により運転者又は運転補助者が容易に転落しない構造のものであること。
- (2) 車両系鉱山機械は、運転者が安全に昇降できるように、運転席の床面が高さ1.5mを超える位置にある場合には、昇降設備を設けること。ただし、運転手が安全に昇降できる構造となっているものについては、この限りでない。
- (3) 鉱山道路の幅員は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合であって、必要な安全措置が講じられている場合を除き、鉱山道路を通行する車両の最大車幅が2.5m以下の場合、最小道路幅員を4.0m以上とし、車両の最大車幅が2.5mを超える場合は、最小道路幅員が最大車幅に2.5mを加えた幅員以上とすること。
- (4) 鉱山道路には、道路標識、転落防止設備その他の保安設備が適切に設けられていること。転落防止設備は、地形の形状その他の特別な理由によりやむを得ない場合であって、必要な安全措置が講じられている場合を除き、ガードレール、ガードケーブル、土盛り又は石積み等車両の接触に対して適切な強度を有する形状及び構造であり、その高さが50cm以上あるものをいう。

問15～問16（鉱場技術保安管理士試験選択問題）は省略